

第59回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時

開催場所

兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地  
株式会社 大真空 本社会議室

議

案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件

株式会社 大真空

証券コード：6962



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く  
お礼申しあげます。

第59回定時株主総会を2022年  
6月29日(水)に開催いたします  
ので、ここに招集ご通知をお届け  
いたします。

2022年6月

株式会社大真空  
代表取締役社長

飯塚 実



## 目 次

第59回定時株主総会招集ご通知	2	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬 額設定の件	22
株主総会参考書類		第7号議案 役員賞与支給の件	22
第1号議案 剰余金の処分の件	6	添付書類	
第2号議案 定款一部変更の件	7	事業報告	23
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件	14	連結計算書類	41
第4号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件	18	計算書類	43
第5号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬額設定の件	21	監査報告書	45

証券コード 6962  
2022年6月7日

株 主 各 位

兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地

**株式会社 大真空**

代表取締役社長 飯塚 実

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、会場においては新型コロナウイルス感染防止策を実施させていただきますが、株主の皆さまの健康を考慮し、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる事前の議決権をご行使いただく場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内に記載の方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
2.場 所 兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地  
株式会社 大真空 本社会議室

### 3.目的事項

#### 報告事項

- 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
- 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 役員賞与支給の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当社は法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kds.info>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kds.info>）に掲載いたします。

### <株主さまへのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kds.info>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱がある方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場受付付近でアルコール消毒液を配備いたします。  
（ご来場の株主さまはマスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・当社役員および株主総会の運営スタッフは、検温を含め、健康に配慮のうえ、マスクを着用いたしますので、ご理解お願い申し上げます。
- ・昨年に引き続き、**お土産配布は取り止め**させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

同封同見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> **〔賛〕** の欄に○印
- 反対する場合 >> **〔否〕** の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> **〔賛〕** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **〔否〕** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **〔賛〕** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

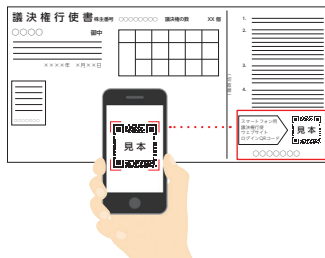
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

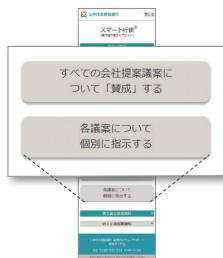
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

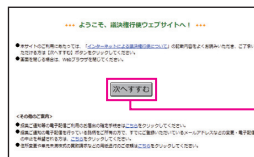
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

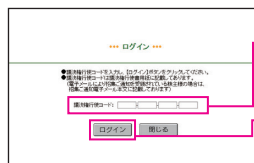
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

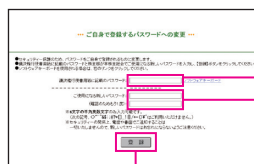
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、株主の皆さまのご支援、ご期待にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

#### 1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円

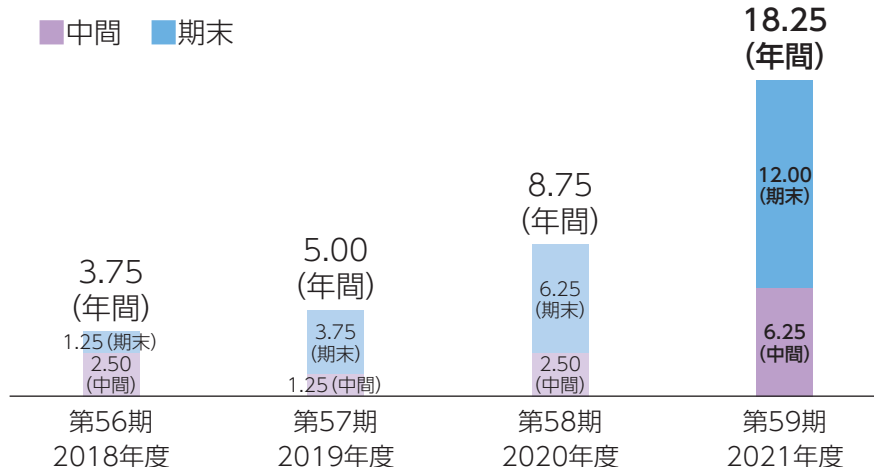
総額 387,355,584円

#### 2.剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 1株当たり年間配当金の推移

(単位：円)



※当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり年間配当金を算定しております。

※第57期期末配当は記念配当2.5円含む。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1.変更の理由

#### (1)監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社へ移行のための所要の変更を行うものであります。なお、当該変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

#### (2)株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

③株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は、期日経過後に削除するものといたします。

(3)その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。



## 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第16条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第17条 (参考書類等のインターネット開示)</u> 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>≪新設≫</p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p>	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 ≪削除≫ (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第16条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>≪削除≫</p> <p><u>第17条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>7名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>《新設》</p> <p>第19条 (選任方法) 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p><u>2.補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2.取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p><u>2.当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>第20条 (任期) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>《削除》</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2.取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>《新設》</p> <p>第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 《条文省略》</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (員数) 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第30条 (選任方法) 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>2.取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 《現行どおり》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p>

現行定款	変更案
<p><u>2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第31条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  <u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第32条 (常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第33条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第34条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>第35条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>《削除》</p>

現行定款	変更案
<p>第36条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  <u>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>第37条～第38条  《条文省略》</p>	<p>《削除》</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知)  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第32条～第33条  《現行どおり》</p>

現行定款	変更案
<p>第39条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条～第43条 《条文省略》</p> <p>《新設》 《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p>第34条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2.当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第35条～第38条 《現行どおり》</p> <p>《附則》</p> <p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第59回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条（電子提供措置等に関する経過措置） 変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件


当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。


つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。


取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>は せ が わ そ う へ い 長谷川 宗平 (1953年6月9日生)</p>	<p>1977年4月当社入社 1989年4月当社電算本部長 1989年6月当社取締役 当社電算本部長 1991年6月当社常務取締役 当社営業部長兼電算部長 1992年7月当社代表取締役専務 当社営業統括本部長兼電算部長 1994年6月当社営業統括本部長 2000年11月当社代表取締役社長 2019年10月当社営業本部長 2021年7月当社代表取締役会長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において電算、営業部門の業務執行責任者を担当した後、2000年11月から代表取締役社長、2021年7月から代表取締役会長に就任。経営者としての豊富な経験と幅広い知識により当社グループを代表し、株主総会または取締役会が決定した業務を執行することで、更なる企業価値向上に注力しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者いたしました。</p>	973,828株


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>いいづかみのる <b>飯塚 実</b> (1961年9月14日生)</p>	<p>1985年4月当社入社 2004年2月当社中央研究所第一研究室長 2014年6月当社取締役 2014年7月当社中央研究所副所長 2015年4月当社生産本部長 2017年1月当社プロダクト本部長 2017年4月当社常務取締役 2018年7月当社事業統括担当 2019年4月当社専務取締役 2019年10月当社取締役副社長 当社技術開発室長 2021年7月当社代表取締役社長（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において開発・技術部門、生産部門の業務執行責任者を担当した後、2019年10月から取締役副社長、2021年7月から代表取締役社長に就任。豊富な経験と幅広い知識により当社グループを代表し、株主総会または取締役会が決定した業務を執行することで、更なる企業価値向上に注力しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者といたしました。</p>	28,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>かわさきまさし <b>川崎 正志</b> (1955年12月12日生)</p>	<p>1978年3月当社入社 1990年11月当社鳥取第二工場技術部長 2002年4月当社生産技術部長 2004年7月当社徳島事業所長 2008年7月天津大真空有限公司総経理 2015年4月当社神崎工場長 2016年4月当社素材事業部長 2018年7月当社執行役員 当社素材本部長（現任） 2020年6月当社取締役 2021年7月当社常務取締役（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において長年にわたり開発・技術部門の責任者および生産部門の責任者を担当し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2021年7月から常務取締役に就任。豊富な経験と幅広い知識により代表取締役を補佐し、助言するとともに、経営全般にわたる重要事項を協議しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者といたしました。</p>	12,300株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>は せ が わ し ん べい <b>長谷川 晋平</b> (1979年2月11日生)</p>	<p>2006年1月 当社入社 2017年1月 当社調査部長 2018年7月 当社執行役員 当社営業本部副本部長 2018年7月 当社営業戦略部長 2019年4月 当社事業統括副担当 2020年4月 当社営業本部副本部長 2020年6月 当社取締役 (現任) 2022年4月 当社常務執行役員 (現任) 当社社長室長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社において長年にわたり営業・マーケティング部門の責任者を歴任しており、豊富な経験と幅広い知識を有し、経営の基本方針の策定に参画しております。 こうした経験と実績を踏まえ、取締役候補者といたしました。</p>	15,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	 <p>こ て ら と し あ き <b>小寺 利明</b> (1963年7月25日生)</p>	<p>1992年4月 小寺会計事務所入所 1992年9月 税理士資格取得 2007年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由] 税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な立場から職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者といたしました。</p>	15,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #0070C0;">6</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">い い じ ま け い こ <b>飯島敬子</b> (1965年5月29日生)</p>	<p>1995年4月 裁判官任官 (札幌、千葉、大阪、松江、京都にて勤務)</p> <p>2009年3月 退官 2009年6月 弁護士登録（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由] 弁護士として企業法務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な立場から職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、当社は飯島敬子氏が所属するパーク総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であります。</p> <p>[その他] 飯島敬子氏は、2022年6月22日に京福電気鉄道株式会社の社外監査役に就任する予定であります。</p>	<p style="text-align: center;">200株</p>

- (注) 1. 候補者小寺利明氏および飯島敬子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 候補者小寺利明氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
3. 候補者飯島敬子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 小寺利明氏および飯島敬子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の32頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 小寺利明氏および飯島敬子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、当社は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じません。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 新任	 <p>まえ だ ひろし 前 田 宏 (1959年7月6日生)</p>	<p>1982年4月当社入社 2009年1月当社経営企画室長 2012年6月当社取締役 2014年7月当社常務取締役 当社経営企画室長兼 生販統合部長 2015年4月当社経営企画室長兼 管理本部長 2016年7月当社管理本部長 2018年7月当社管理統括担当 2019年4月当社財務本部長 2020年6月当社常勤監査役（現任）</p> <p>[監査等委員である取締役候補者とした理由] 当社において長年にわたり経営企画部門の業務執行責任者を担当した後、2014年7月から常務取締役として経営全般にわたる重要事項を協議しております。それらの業務経験から、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進等にも精通し、経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を遂行することができる知識を有することから、監査等委員としての役割・責務を適切に果たすことができるものと判断したため、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>	35,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任	 うしじま けいた <b>牛島 慶太</b> (1953年7月28日生)	1979年 4月 大阪国税局採用 2007年 7月 三木税務署長 2008年 7月 大阪国税局調査第一部 国際情報第一課長 2010年 7月 大阪国税局調査第一部 調査審理課長 2011年 7月 大阪国税局調査第一部 調査管理課長 2012年 7月 総務部次長 2013年 7月 堺税務署長 2014年 8月 牛島慶太税理士事務所代表 (現任) 2015年 6月 当社社外監査役 (現任) [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な監査をしていただくため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任	 はなざき としあき <b>花崎 敏明</b> (1952年5月25日生)	1977年 4月 大阪国税局採用 2006年 7月 柏原税務署長 2007年 7月 大阪国税局調査第一部 広域情報管理課長 2009年 7月 大阪国税局調査第一部 調査総括課長 2010年 7月 富田林税務署長 2011年 7月 大阪国税局課税第一部 国税訟務官室長 2012年 7月 姫路税務署長 2013年 8月 花崎税理士事務所代表 (現任) 2016年 6月 当社社外監査役 (現任) [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 税理士として税務業務を通じて会社経営に精通しており、客観的・中立的な監査をしていただくため、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	8,400株

- (注) 1. 候補者牛島慶太氏および花崎敏明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 候補者牛島慶太氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
3. 候補者花崎敏明氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

4. 牛島慶太氏および花崎敏明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の32頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 牛島慶太氏および花崎敏明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、当社は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
7. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### (ご参考)

#### 取締役および監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成および各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は下記のとおりです。

氏名	役職	経営戦略	財務会計	法律 ガバナンス	グローバル	DX テクノロジー	サステナビリティ 多様性	人材開発
長谷川 宗 平	代表取締役会長	○		○	○	○	○	○
飯 塚 実	代表取締役社長	○		○	○	○	○	○
川 崎 正 志	常務取締役	○			○	○		○
長谷川 晋 平	取締役	○			○			○
小 寺 利 明	社外取締役	○	○					
飯 島 敬 子	社外取締役	○		○			○	
前 田 宏	取締役 監査等委員	○	○	○		○	○	○
牛 島 慶 太	社外取締役 監査等委員	○	○	○				
花 崎 敏 明	社外取締役 監査等委員	○	○	○				

※上記一覧表は、必ずしも各役員の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2006年6月29日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額2,500万円以内とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認された場合は、事業報告32頁以降に記載の当社における第59期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額300万円以内とさせていただきます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第7号議案** 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額1,500万円を支給いたしたいと存じます。

つきましては、役員賞与支給につきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針は事業報告32頁以降に記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

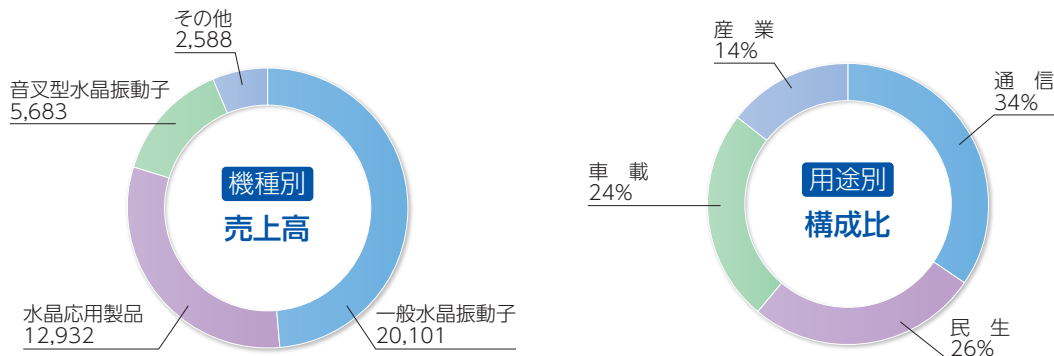
以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項 販売の状況 (単位：百万円)



#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、国内では設備投資が増加し、欧米では個人消費が拡大傾向となりました。加えて、各国で新型コロナウイルスのワクチン接種が普及したこともあり、世界経済は総じて回復基調で推移しました。しかしながら、新型コロナウイルス変異株による感染再拡大や、半導体不足の長期化、ウクライナ情勢など、経済活動へのリスク要因が顕在化し、先行き不透明な状況が継続しています。

ICT（情報通信技術）や自動車を含むエレクトロニクスマーケットにおきましては、一部で半導体不足の影響を受けたものの、次世代通信規格「5G」に対応したスマートフォンが立ち上がり、自動車ではADAS（先進運転支援システム）の普及や電装化が進展するなど、マーケット全体として堅調に推移しました。

このような状況下におきまして、当社グループはフォトリソ技術を応用した小型製品などの生産設備を増強するとともに、モールドタイプ水晶発振器を開発するなど、製品ラインアップを拡充しました。

これらの結果、当社グループでは車載マーケットの回復や5G対応スマートフォンの拡大など通信、車載、民生、産業、全ての分野で販売が増加し、売上高は41,306百万円（前期比24.5%増）となりました。利益面につきましては、売上の増加に加え、プロダクトミックスの改善、価格是正の効果などにより営業利益は5,194百万円（前期比148.7%



増)となりました。また、年度末にかけて円安が進行したため為替差益1,317百万円を営業外収益に計上し、経常利益は6,547百万円(前期比158.5%増)となりました。特別損失に固定資産除却損201百万円、減損損失293百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は3,848百万円(前期比214.6%増)となりました。なお、全ての利益におきまして過去最高益を更新しました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は7,116百万円でその主なものは、水晶振動子製造設備等であります。

#### ③資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行による資金調達は行っておりません。

#### ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

#### ⑦吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑧対処すべき課題

今後の経済環境におきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大によるロックダウンを伴う経済活動の混乱、ウクライナ情勢に端を発するエネルギー資源の高騰やFRBの金融引き締めによる為替レートの変動など様々なリスクが懸念され、依然として経済活動の安定化には時間を要すると思われます。

タイミングデバイスマーケットにおきまして、自動運転を含め無線通信が必要不可欠な「IoT」を中心に拡大を疑う余地はありませんが、当社を取り巻く環境としては、半導体不足の影響などが顕在化し、スマホや無線通信モジュールなど通信市場の動きに停滞感が継続しています。特に中国セグメントにおきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大によるロックダウンの影響を受け、物流やお客様の稼働状況に混乱が生じています。

しかし、そのような市場環境におきましてもスマホの5Gシフトは進展すると見込んでおり、フォトリソタイプを中心に小型／高周波製品を増産いたします。また、車載や産業マーケットは引き続き堅調なマーケット環境が継続しており、前期から準備を進めていた生産能力の増強が寄与すると考えています。

一方で、部材不足や材料の高騰による生産活動への影響などのリスクも想定されます。これらのリスクに対し、当社グループでは外部調達比率を低減した当社オリジナルの「Arkシリーズ」や、その技術を応用した「モールドタイプ」の量産立ち上げ、BCP（事業継続計画）も考慮し機種や場所を問わず単位面積当たりのアウトプットを向上させる「フレキシブルライン」の構築など、「安定供給」と「環境対応」をキーワードに当社オリジナルの新たな価値を創造し、持続的な社会の成長／発展を可能とするサステイナブル企業として邁進してまいります。

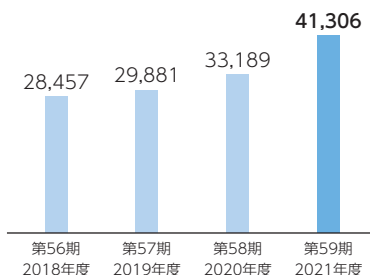
「通信」、「車載」、「産業」、「民生」全ての分野において営業、技術、生産が三位一体となり、「全体最適」を図ることで業績の向上を期し、全社一丸となり株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

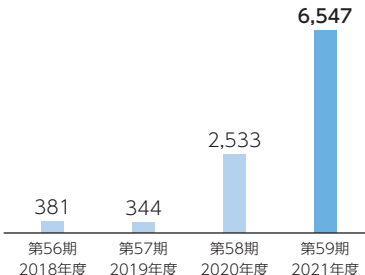
## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### 企業集団の財産および損益の状況の推移

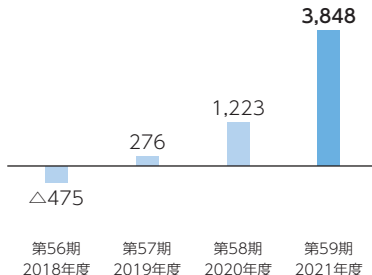
売上高 (単位：百万円)



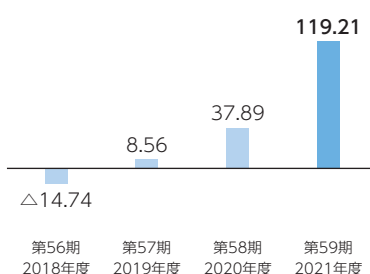
経常利益 (単位：百万円)



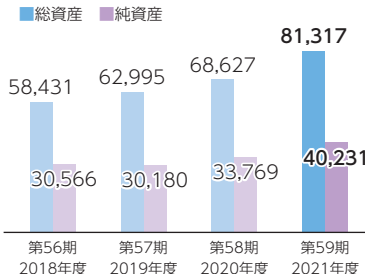
親会社株主に帰属する当期純利益(△親会社株主に帰属する当期純損失) (単位：百万円)



1株当たり当期純利益(△1株当たり当期純損失) (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



(注) 当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失を算定しております。

区 分	第 56 期 2018年度	第 57 期 2019年度	第 58 期 2020年度	第 59 期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (百万円)	28,457	29,881	33,189	41,306
経 常 利 益 (百万円)	381	344	2,533	6,547
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△親会社株主に帰属する 当期純損失)	△475	276	1,223	3,848
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失) (円)	△14.74	8.56	37.89	119.21
総 資 産 (百万円)	58,431	62,995	68,627	81,317
純 資 産 (百万円)	30,566	30,180	33,769	40,231

(注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は2021年11月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
DAISHINKU (AMERICA) CORP.	千USドル 1,500	100 %	当社製品の米国地区での販売活動
大真空 (香港) 有限公司	千HKドル 16,000	100 %	当社製品の主に香港地区での販売活動
DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH	千ユーロ 127	100 %	当社製品の欧州地区での販売活動
上海大真空国際貿易有限公司	千元 6,208	100 %	当社製品の主に中国地区での販売活動
DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.	千タイバーツ 117,000	100 %	当社製品の主にタイ地区での販売活動
DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.	千SGD 1,250	100 %	当社製品の主にシンガポール地区での販売活動
PT.KDS INDONESIA	千USドル 27,900	100 %	水晶振動子の製造・販売
天津大真空有限公司	千元 543,570	100 %	水晶振動子の製造・販売
株式会社九州大真空	千円 20,000	100 %	水晶振動子の製造・販売
加高電子股份有限公司	千NTドル 1,070,412	50 %	水晶関連電子部品の製造・販売

### (4) 主要な事業内容

当社グループは、人工水晶等の部材から一般水晶振動子、音叉型水晶振動子および水晶応用製品等、電子部品を製造販売する水晶デバイスの総合メーカーです。

**(5) 主要な営業所および工場**

当社本社	兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
国内営業拠点	当社東京営業所（東京都品川区） 当社名古屋営業所（愛知県名古屋市）
国内生産拠点	当社鳥取事業所（鳥取県鳥取市） 当社徳島事業所（徳島県吉野川市） 当社神崎工場（兵庫県神崎郡） 当社西脇工場（兵庫県西脇市） 株式会社九州大真空（宮崎県児湯郡）
海外営業拠点	DAISHINKU (AMERICA) CORP. (アメリカ) 大真空（香港）有限公司（香港） DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH（ドイツ） 上海大真空国際貿易有限公司（中国） DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.（タイ） DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.（シンガポール）
海外生産拠点	PT.KDS INDONESIA（インドネシア） 天津大真空有限公司（中国） 加高電子股份有限公司（台湾）

**(6) 使用人の状況**

企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,745名	131名減

(注) 上記には、臨時使用人は含んでおりません。

**(7) 主要な借入先**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,615
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,250
株 式 会 社 中 国 銀 行	3,085
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	2,200
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,750

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 104,000,000株

(注) 2021年9月10日開催の取締役会決議に基づく定款の一部変更により、2021年11月1日付で、発行可能株式総数を26,000,000株から104,000,000株に変更しております。

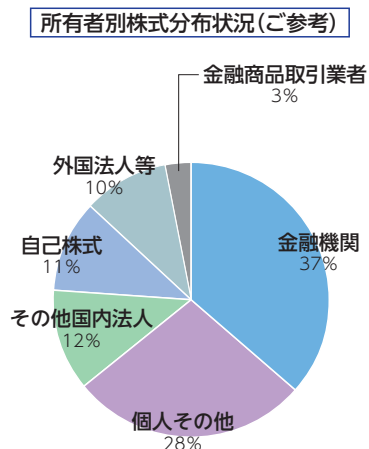
(2) 発行済株式の総数 32,279,632株  
(自己株式3,917,336株を除く。)

(注) 2021年9月10日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月1日付で普通株式1株を4株とする株式の分割を行いました。これにより、発行済株式の総数は27,147,726株増加し、36,196,968株となっております。

(3) 株主数 8,918名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,400	16.73
一般財団法人長谷川福社会	2,400	7.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,536	4.76
株式会社三菱UFJ銀行	992	3.07
株式会社常陽銀行	979	3.03
長谷川宗平	973	3.02
第一生命保険株式会社	812	2.52
大真空社員持株会	797	2.47
大真空取引先持株会	753	2.33
株式会社長谷川	640	1.98



- (注) 1. 持株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式3,917,336株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) **その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

3. **会社の新株予約権等に関する事項**  
該当事項はありません。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長谷川 宗平	代表取締役会長	
飯塚 実	代表取締役社長（技術開発室長）	
川崎 正志	常務取締役（素材本部長）	
岡原 博文	取締役（営業本部長兼営業管理部長）	DAISHINKU(DEUTSCHLAND)GmbH 代表取締役
広嶋 敏郎	取締役（生産本部長兼生産管理部長）	
長谷川 晋平	取締役（営業本部副本部長）	DAISHINKU(DEUTSCHLAND)GmbH 代表取締役
小寺 利明	取締役	
飯島 敬子	取締役	
丸山野 賀之	常勤監査役	
前田 宏	常勤監査役	
牛島 慶太	監査役	
花崎 敏明	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち小寺利明氏および飯島敬子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち牛島慶太氏および花崎敏明氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役小寺利明氏および飯島敬子氏、社外監査役牛島慶太氏および花崎敏明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役牛島慶太氏および花崎敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役牛島慶太氏は、株式会社マルカの社外監査役でありましたが、2021年12月31日をもって退任しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役飯島敬子氏が所属するパーク総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であります。
7. 2021年7月1日付で取締役の地位および担当を次の通り変更しております。
- ・長谷川宗平氏は代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
  - ・飯塚実氏は取締役副社長（技術開発室長）から代表取締役社長（技術開発室長）に就任いたしました。
  - ・川崎正志氏は取締役（素材本部長）から常務取締役（素材本部長）に就任いたしました。



8. 2022年4月1日付で取締役の地位および担当を次の通り変更しております。
- ・代表取締役社長 飯塚実氏の技術開発室長を解きました。
  - ・岡原博文氏は取締役（営業本部長兼営業管理部長）から取締役常務執行役員（営業本部長）に就任いたしました。
  - ・広嶋敏郎氏は取締役（生産本部長兼生産管理部長）から取締役常務執行役員（生産本部長兼生産管理部長）に就任いたしました。
  - ・長谷川晋平氏は取締役（営業本部副本部長）から取締役常務執行役員（社長室長）に就任いたしました。
9. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に規定しており、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、会計監査人、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人（既に退任または退職している者および保険期間中に当該役職に就く者を含む。）であり、保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役8名 141,811千円

監査役4名 29,520千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、第59回定時株主総会において決議予定の役員賞与金を含んでおります。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額を月額5,000千円以内と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名（うち、社外監査役2名）です。

## (3) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬と役員賞与により構成される基本報酬のみと

し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、役員賞与を支給する場合には、当該事業年度の業績を総合的に勘案し、社外取締役の助言を得て、役付取締役で審議し取締役会の決議を経て、株主総会に付議するものとしております。当該株主総会の決議を経た上で、一定の時期に支給するものとしております。

個人別の報酬額につきましては、当事業年度は2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長（現代表取締役会長）長谷川宗平にその具体的内容の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。権限を委任した理由としましては、当社グループを取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知していることから、取締役の報酬額を適切に決定できると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役の助言を得て、役付取締役で審議した上決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①当事業年度における主な活動状況

取締役小寺利明氏および取締役飯島敬子氏は、当事業年度中に開催した取締役会12回（書面決議を除く）全てに出席しております。

取締役小寺利明氏は税理士の資格を有し、主に会計もしくは税務的な専門的知見から、取締役飯島敬子氏は弁護士の資格を有し、主に企業法務に関する専門的知見から、それぞれ取締役会において、社外取締役に期待される幅広い経験に基づき中立的な立場から積極的かつ活発な発言・助言を行っております。

監査役牛島慶太氏は、当事業年度中に開催した取締役会12回（書面決議を除く）のうち11回に出席、監査役花崎敏明氏は、当事業年度中に開催した取締役会12回（書面決議を除く）全てに出席しております。

また、監査役牛島慶太氏は、当事業年度中に開催した監査役会13回のうち12回に出席、監査役花崎敏明氏は、当事業年度中に開催した監査役会13回全てに出席しております。

両監査役は税理士の資格を有し、取締役会・監査役会において、主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

##### ②社外役員4名に対する報酬額の総額は、17,520千円であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

SCS国際有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,500千円

- (注) 1. 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について、確認し検討した結果、報酬額につき会社法第399条第1項の同意をしております。

### (3) 子会社の監査

当社の重要な子会社であるDAISHINKU (AMERICA) CORP.、大真空（香港）有限公司、DAISHINKU (DEUTSCHLAND) GmbH、上海大真空国際貿易有限公司、DAISHINKU (THAILAND) CO.,LTD.、DAISHINKU (SINGAPORE) PTE.LTD.、PT.KDS INDONESIA、天津大真空有限公司、加高電子股份有限公司は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

その他会計監査人の職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）整備の基本方針について決議し、2015年4月10日開催の取締役会において、一部改定する決議をいたしました。

- ①当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1)企業集団として、コンプライアンスや情報セキュリティなどを含めた理念の統一を保つために大真空グループ内部統制基本方針を定め、当社子会社にも展開するものとする。
  - 2)コンプライアンス体制の基礎として、経営理念および行動基準ならびにCSR行動規範を定め、周知徹底を図るとともに、当社子会社にも展開するものとする。
  - 3)コンプライアンス体制の展開のために各種規程、手順書、マニュアル等を定め、取締役および使用人に周知徹底を図るものとする。
  - 4)内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談室および内部通報窓口を設置し、当社における法令遵守その他コンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した者は、直ちに上記窓口に通報するものとし、上記窓口は取締役会ならびに監査役会に報告する体制を整えるものとする。当社子会社においても、法令遵守その他のコンプライアンスに抵触する重大な事実を発見した場合には、当社内部通報窓口直接通報可能な体制を構築するものとする。
  - 5)関係する法令等の遵守および企業倫理を励行し、経営理念に適った企業活動を行うとともに、社会から信頼される企業となるために、全社的なコンプライアンス教育を定期的実施するものとする。
  - 6)反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切関係を持たない。事案が発生した場合は外部専門機関と連携して対処するものとする。

### <①運用状況>

- ・大真空グループ内部統制基本方針を定め、グループ会社に展開するとともに、CSR行動規範についてもグループ会社へ周知徹底を図っております。当社においては、CSR行動規範等の周知活動として、毎年1回全社的なコンプライアンス教育や階層別でのコンプライアンス教育を実施しております。また、全従業員を対象にCSR行動規範セルフチェックを実施し、結果のフィードバックを行うなどCSRに対する意識を醸成し、浸透・定着を図る取り組みを行っております。なお、経営理念および行動基準ならびにCSR行動規範等は常に社内で見ることができる状態とし社内周知するとともに、会社ホームページ（URL:<https://www.kds.info>）においてもCSR行動規範等を掲載し、当社のCSRについての考え方を広く配信しております。
- ・当社および当社子会社においては、内部通報規程を策定し、内部通報窓口を設けて、適正に運用を実施しております。なお、内部通報の運用状況については定期的に取り締役会へ報告し、確認を行っております。
- ・社会的な正義を実践するためCSR行動規範に反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うよう規定し、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を図っております。
- ・当社のCSR行動規範を推進するために、CSR調達ガイドラインを作成し、会社ホームページにおいて、広くサプライヤーに配信しております。
- ・法令遵守の一環として、労働安全衛生法に基づき全社労働安全衛生委員会を設置し、毎月1回開催するとともに拠点ごとの委員会活動の強化を図っております。

### ②当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1)取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、規定に定められた年限の管理を実施するものとする。
- 2)情報の重要性を認識し、経営情報・営業情報・技術情報等の情報資産を保護するための指針を定め、適切に管理するために各種規程の整備・見直しを実施するものとする。

### <②運用状況>

- ・取締役会規程および文書取扱規程等に基づき、保存年限および所管部門を定めて、適切に保存および管理しております。また、情報セキュリティの面でも情報セキュリティ基本方針等の社内規則を定めて、適切な管理強化を図っております。
- ・定期的な情報セキュリティ自己点検チェックとフィードバックを実施することで、機密情報の取り扱いや不審メール受信時の対応、ウイルス検知された場合の初動など、情報セキュリティに対する意識を高めております。
- ・自然災害やハードウェア障害、サイバー攻撃などによるデータ消失のリスクに対して情報システム緊急障害対応規程を定めて、復旧手順の整備と有効性の評価を行っております。
- ・情報資産の保護やBCPへの取り組みの一環として、サーバの定期的なバックアップの実施や遠隔地へのバックアップデータの保管を実施しております。

### ③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)事業の継続・安定的発展を確保するためのリスク管理規程に従い、当社を取り巻く様々なリスクを識別し、そのリスクの把握と統合的管理を実施するものとする。
- 2)不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に従い、適切な処置を行うための対策本部を設置し、情報化時代に対応したグローバルな企業集団としての危機管理体制の展開を実施するものとする。
- 3)内部統制推進部門を定め、社内にリスク管理と一体となった内部統制システムを部門ごとに整備することとする。
- 4)内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性の評価・モニタリングを実施するものとする。

### <③運用状況>

- ・当社では、全社リスク一覧表を策定の上、定期見直しを実施し、リスク対応活動を推進しております。
- ・当社では、日常業務の視点において、各部門の固有リスクを洗い出し、評価付け、優先順位をつけた洗出表を作成し、社内のリスク管理体制の強化を図っております。また、内部監査部門による内部統制システムのモニタリング監査を実施し、その有効性の確認を実施しております。
- ・危機管理マニュアルを作成し、自然災害発生時の初動体制を整備するとともに、社内への周知徹底を図っております。
- ・サイバー攻撃への対応を目的としたサイバーセキュリティ対策規程を定め、脆弱性対策、技術的対策などを行っております。また、アラート通知や管理コンソールなどの監視機能を活用しサイバー攻撃に対する監視を行っております。

#### ④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、常務会における審議を経て取締役会で執行の決定を実施するものとする。
- 2)常務会メンバーおよび部門責任者によって構成される経営会議を開催して、個別経営課題を実務的な観点から協議を実施するものとする。
- 3)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、および職務権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- 4)短期および中長期の経営計画を策定し、進捗管理を行うことにより、経営の効率化を図るものとする。

#### <④運用状況>

- ・取締役会規程等に基づき、第59期において取締役会を12回開催しております。また、取締役会開催に先立ち、常務会を12回開催しております。さらに、経営会議を原則月1回開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議しております。
- ・取締役会の実効性を一層高めていくため、取締役会出席メンバーを対象としたアンケートを実施し、その結果分析・評価を行い、さらなる取締役会の機能向上を目指し、取り組みを進めております。
- ・四半期ごとに各部門長以上を参加対象とした利益計画進捗報告会を開催し、経営目標に対する進捗管理を行っております。
- ・10年長期経営計画「OCEAN+2戦略」を掲げ、会社全体で長期ビジョンを共有することで向かうべき方向を浸透させ、実現に向けた取り組みを進めております。

#### ⑤当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他の当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社ごとに、当社取締役から責任担当者を決定し、事業の統括管理を図り、重要子会社については、当社財務部門より社員を派遣し、会社の状況を報告させる。また、定期的に報告会を開催する他、適宜重要事項を各子会社の代表者に報告させ、必要に応じて指導、改善を行うものとする。

<⑤運用状況>

- ・当社の子会社に関しては当社各担当取締役および執行役員より指導および監督を行う他、子会社管理部を設置し取締役会にて月次の業績報告を行わせるなど経営状況の適切な把握に努めております。
- ・四半期ごとに開催している利益計画進捗報告会に各子会社代表者を出席させ、業績結果および計画等の報告を受けております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、当社使用人に対し、補助者として監査業務の補助を必要とする場合には、監査役会が適任と認めた使用人を指名できるものとする。

⑦監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助者の人事異動、評価および懲戒処分等は、監査役会の承認を得るものとする。また、当該補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1)取締役会は監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上定め、取締役および使用人は上記規程に従い、監査役会へ報告するものとする。
- 2)当社および当社子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- 3)当社監査役を通報窓口とする内部通報制度を設置し、子会社の使用人等が当社監査役に直接報告することができる制度を整備する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社および当社子会社の内部通報に関する規程において、当社および当社子会社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取り扱いを禁止する旨規定する。



⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役および監査役会は定期的または随時に意見交換会を開催するとともに、会計監査人と監査役および監査役会は同様に定期的または随時に意見交換会を開催するものとする。

<⑥～⑪運用状況>

- ・ 監査役会に関する事項については、監査役会規程を定めており、常に社内で閲覧できる状態にし、適切に運用しております。
- ・ 監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会への報告規程を定めており、適正に運用し、必要な報告および情報提供を行っております。また、監査役が取締役会その他重要会議に出席することにより、必要な情報を得て監査役の立場から積極的に発言をしております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを定款に設けておりませんので、該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | 千円                | <b>(負債の部)</b>    | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>47,049,574</b> | <b>流動負債</b>      | <b>20,661,542</b> |
| 現金及び預金          | 18,516,683        | 支払手形及び買掛金        | 3,882,669         |
| 受取手形及び売掛金       | 9,940,268         | 短期借入金            | 3,199,497         |
| 契約資産            | 204,417           | 一年内返済予定の長期借入金    | 6,346,612         |
| 商品及び製品          | 5,839,701         | リース債務            | 196,001           |
| 仕掛品             | 4,976,962         | 未払金              | 3,610,751         |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,716,907         | 未払法人税等           | 1,335,991         |
| その他             | 1,864,112         | 契約負債             | 807               |
| 貸倒引当金           | △9,478            | 賞与引当金            | 724,959           |
|                 |                   | 役員賞与引当金          | 15,000            |
|                 |                   | その他の             | 1,349,251         |
| <b>固定資産</b>     | <b>34,268,259</b> | <b>固定負債</b>      | <b>20,425,275</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,684,936</b> | 長期借入金            | 17,769,476        |
| 建物及び構築物         | 3,166,833         | リース債務            | 330,669           |
| 機械装置及び運搬具       | 12,533,597        | 繰延税金負債           | 1,008,881         |
| 工具、器具及び備品       | 969,135           | 退職給付に係る負債        | 1,092,986         |
| 土地              | 5,803,771         | 長期未払金            | 93,247            |
| リース資産           | 510,029           | 資産除去債務           | 27,379            |
| 建設仮勘定           | 4,701,569         | その他              | 102,634           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>569,853</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>41,086,817</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,013,470</b>  | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 投資有価証券          | 3,276,853         | 株主資本             | 28,715,849        |
| 長期貸付金           | 1,548             | 資本金              | 19,344,883        |
| 退職給付に係る資産       | 720,102           | 資本剰余金            | 7,168,224         |
| 繰延税金資産          | 800,879           | 利益剰余金            | 4,131,434         |
| その他             | 1,241,887         | 自己株式             | △1,928,693        |
| 貸倒引当金           | △27,800           | その他の包括利益累計額      | 4,405,948         |
| <b>資産合計</b>     | <b>81,317,834</b> | その他有価証券評価差額金     | 1,287,673         |
|                 |                   | 為替換算調整勘定         | 2,551,740         |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額     | 566,533           |
|                 |                   | 非支配株主持分          | 7,109,218         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>40,231,016</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>81,317,834</b> |

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
|                 | 千円         |
| 売上高             | 41,306,270 |
| 売上原価            | 29,081,664 |
| 売上総利益           | 12,224,605 |
| 販売費及び一般管理費      | 7,029,667  |
| 営業利益            | 5,194,937  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 43,661     |
| 受取配当金           | 56,850     |
| 為替差益            | 1,317,446  |
| その他             | 240,212    |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 131,381    |
| 支払補償費           | 45,810     |
| 支払手数料           | 90,909     |
| その他             | 37,096     |
| 経常利益            | 6,547,911  |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 14,022     |
| 特別損失            |            |
| 固定資産売却損         | 22         |
| 固定資産除却損         | 201,381    |
| 減損損失            | 293,525    |
| 投資有価証券売却損       | 470        |
| 税金等調整前当期純利益     | 6,066,534  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,408,395  |
| 過年度法人税等         | 69,017     |
| 法人税等調整額         | △314,045   |
| 当期純利益           | 4,903,165  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 1,054,875  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,848,289  |

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部)          | 千円                | (負債の部)           | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>31,557,826</b> | <b>流動負債</b>      | <b>13,482,360</b> |
| 現金及び預金          | 10,565,471        | 買掛金              | 4,103,653         |
| 受取手形            | 167,755           | 短期借入金            | 400,000           |
| 売掛金             | 9,904,256         | 一年内返済予定の長期借入金    | 5,060,176         |
| 商品及び製品          | 2,012,760         | リース債務            | 99,941            |
| 仕掛品             | 2,486,089         | 未払金              | 2,109,600         |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,395,072         | 未払費用             | 295,923           |
| 前払費用            | 124,437           | 未払法人税等           | 659,230           |
| その他の            | 3,901,982         | 契約負債             | 807               |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,211,158</b> | 預り金              | 23,694            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,142,373</b> | 賞与引当金            | 702,370           |
| 建物              | 1,739,296         | 役員賞与引当金          | 15,000            |
| 構築物             | 31,017            | その他の             | 11,962            |
| 機械及び装置          | 4,307,691         | <b>固定負債</b>      | <b>15,752,195</b> |
| 車両運搬具           | 9,970             | 長期借入金            | 15,317,985        |
| 工具、器具及び備品       | 602,856           | リース債務            | 228,737           |
| 土地              | 4,608,011         | 退職給付引当金          | 84,845            |
| リース資産           | 325,697           | 資産除去債務           | 27,379            |
| 建設仮勘定           | 1,517,833         | その他の             | 93,247            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>452,776</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>29,234,556</b> |
| ソフトウェア          | 19,753            | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 電話加入権           | 12,591            | <b>株主資本</b>      | <b>30,221,084</b> |
| その他の            | 420,430           | 資本金              | 19,344,883        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,616,008</b> | 資本剰余金            | 7,158,710         |
| 投資有価証券          | 1,218,757         | 資本準備金            | 5,781,500         |
| 関係会社株式          | 12,527,407        | その他資本剰余金         | 1,377,210         |
| 関係会社出資金         | 210,145           | <b>利益剰余金</b>     | <b>5,646,183</b>  |
| 繰延税金資産          | 70,871            | その他利益剰余金         | 5,646,183         |
| その他の            | 616,627           | 繰越利益剰余金          | 5,646,183         |
| 貸倒引当金           | △27,800           | <b>自己株式</b>      | <b>△1,928,693</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>59,768,984</b> | 評価・換算差額等         | 313,343           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 313,343           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>30,534,428</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>59,768,984</b> |

## 損益計算書

( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
|              | 千円         |
| 売上高          | 30,851,871 |
| 売上原価         | 24,541,012 |
| 売上総利益        | 6,310,859  |
| 販売費及び一般管理費   | 4,176,218  |
| 営業利益         | 2,134,640  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息及び配当金    | 958,397    |
| 為替差益         | 762,383    |
| その他          | 250,146    |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 57,627     |
| 賃借費用         | 94,939     |
| 支払手数料        | 90,909     |
| その他          | 16,159     |
| 経常利益         | 3,845,932  |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 9,787      |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除売却損     | 9,286      |
| 投資有価証券売却損    | 470        |
| 減損損失         | 266,634    |
| 税引前当期純利益     | 3,579,329  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 647,925    |
| 法人税等調整額      | △285,333   |
| 当期純利益        | 3,216,736  |

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社大真空  
取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 裕 司  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大真空の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大真空及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 大 真 空  
取締役会 御 中

SCS国際有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 裕 司  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大真空の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の計画等に基づき、取締役、内部統制システム推進部門、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、利益計画進捗報告会、生産本部会議、品質会議、営業本部会、管理本部会議等に出席し、付議議案や報告事案に関し必要に応じて質問し説明を求め意見を述べ、重要な決裁書類や重要な会議の議事録等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務や財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各社取締役や子会社管理部門等から事業及び管理状況の報告を受け、さらに内部監査部門から子会社を含む監査の結果について随時報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、内部監査部門による各部署に対する内部統制モニタリングに立ち会い、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人から職務の執行状況及び監査の方法と結果の報告を受け意見交換を行いました。また「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）及び日本公認会計士協会の実務指針（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に従って、適切に整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社大真空 監査役会

常勤監査役 丸山野 賀 之 ㊟

常勤監査役 前 田 宏 ㊟

監 査 役 牛 島 慶 太 ㊟

監 査 役 花 崎 敏 明 ㊟

(注) 監査役牛島慶太及び監査役花崎敏明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## トピックス

### カーボンニュートラルに向けた取り組み



さまざまなものがつながるIoTの進展、車の自動運転に向けた動きやEV化など、タイミングデバイスの増加につながる動きがますます加速しています。しかしながら、市場要求に応じるため従来どおりの設備で増産投資する場合、CO<sub>2</sub>の排出量は右肩上がりが増加することは明白です。

このような環境下、カーボンニュートラルに向けた始めの一歩といたしまして、従来から取り組んでおりました省エネ活動に加え、新たな取り組みとして鳥取事業所（鳥取県鳥取市）と徳島事業所（徳島県吉野川市）で使用する電力の25%相当を、2022年4月1日より再生可能エネルギーに置き換えました。

また、機種を問わず単位面積当たりのアウトプット5倍を目標にした生産ラインの開発も進めています。この生産ラインはアウトプットの向上と設備の設置面積の削減につながり、使用エネルギーの低減にも貢献します。

当社は今後も、再生可能エネルギーの利用拡大、CO<sub>2</sub>の排出抑制や回収に向けた取り組みを促進し、サステナブル社会を実現してまいります。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内

会場

**株式会社 大真空 本社会議室**  
兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地  
電話番号 079-426-3211 (代表)



アクセス

**最寄駅** | J R 神戸線  
東加古川駅から徒歩2分

**お願い** 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

